

## 市川市防犯カメラの設置及び利用に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例（平成17年条例第7号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づき本市が設置する防犯カメラの設置及び利用に関する基準を定めるものとする。

(設置目的等)

第2条 本市が設置する防犯カメラの設置目的、防犯対象区域及び防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(設置手続等)

第3条 防犯カメラの設置（利用を廃止している防犯カメラを再び利用することを含む。）に伴い管理責任者となる者は、当該設置の日の10日前までに、防犯対象区域ごとに市川市防犯カメラ設置届出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 管理責任者は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、その日から10日以内に市川市防犯カメラ設置届出内容変更届出書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、管理責任者は、一の防犯対象区域のすべての防犯カメラの利用を廃止したときは、その日から10日以内に市川市防犯カメラ廃止届出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(防犯カメラ利用者の指定)

第4条 管理責任者は、防犯カメラを利用する職員（以下「防犯カメラ利用者」という。）をあらかじめ指定するものとする。

(防犯カメラの運用時間等)

第5条 防犯カメラの運用時間は、24時間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 条例第4条第2項の規定による表示は、様式第4号によるものとする。

(画像の保存方法)

第6条 画像は、撮影時の状態のまま保存し、記録した画像を加工し、又は複製してはならない。ただし、市民等から画像の開示請求があった場合において、当該画像を開示するときは、この限りではない。

(画像の保存期間)

第7条 画像の保存期間は、7日間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(画像の安全管理措置)

第8条 市長は、画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置として、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 画像を記録している媒体及び機器は、施錠できる事務室内又は事務室内の施錠ができる設備等に保管するとともに、常にその状況を点検する。
- (2) 保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。
- (3) 画像を記録している媒体及び機器の廃棄は、破砕処分、磁氣的消去等の画像を識別することができない方法により行う。
- (4) 画像表示装置は、管理責任者及び防犯カメラ利用者以外の者から見通せない場所に設置する。
- (5) 画像の取扱いにより個人の権利利益を侵害してはならない旨を管理責任者及び防犯カメラ利用者に周知徹底する。

(苦情処理の手続)

第9条 市民等から防犯カメラに関する苦情の申出がなされたときは、管理責任者が対応するものとする。

2 管理責任者は、速やかに、苦情内容の把握及び事実調査を行い、苦情の処理に当たるものとする。

(報告)

第10条 管理責任者は、防犯カメラの管理及び利用に関する状況並びに苦情の申出の内容及び件数を市長に報告するものとする。

附則

この基準は平成17年7月11日から施行する。

この基準は平成22年5月10日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

市川市防犯カメラ設置届出書

所管		設置台数	台
----	--	------	---

No. \_\_\_\_\_

防犯対象区域	
防犯カメラ管理責任者	
防犯カメラの設置目的	
防犯カメラ利用者	
防犯カメラ運用時間	
防犯カメラを設置している旨の表示方法と表示場所	
画像の保存方法	
画像の保存期間	
画像の安全管理措置	
苦情処理の手続	

※ 防犯対象区域、カメラの設置場所及び防犯カメラを設置している旨を表示している場所を記載した図面を添付すること。



様式第3号（第3条関係）

市川市防犯カメラ廃止届出書

所管	
----	--

No. \_\_\_\_\_

防犯対象区域	
廃止年月日	
廃止理由	

# 防犯カメラ設置中


防犯カメラ

氏名

管理責任者

連絡先

市川市



Managing Staff  
管理責任者

連絡先	氏名

防犯カメラ設置区域

安装防范摄像头的地区  
방범카메라 설치구역

Security Camera  
Operation Area

市川市